

新型コロナウイルス感染症対策事業のお知らせ

町は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている人への支援事業、感染拡大を防止するための対策事業を、下記の通り実施します。一部の事業を5～6ページで詳しく紹介しています。

各事業の実施時期や申請方法など詳しくは、町広報や町ホームページ、個別の通知などで確認するか、それぞれの問い合わせ先に連絡してください。

令和4年度平泉町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(感染症対策含む)事業一覧

事業名	事業内容	問い合わせ先
公共的空間安全・安心確保事業	職員などの感染拡大防止を図り、安全に業務を継続するための抗原検査キットの購入	総務課 ☎46-5540
競争入札参加資格審査申請受付システム環境整備事業	県南広域振興局管内14団体の共同による、オンライン競争入札参加資格審査申請受付システムの整備	
町民活動の回復に向けた協働のまちづくり交付金事業	町民活動の回復に向けて、感染防止に配慮した方法で実施する事業やイベントの経費に対する交付金(上限30万円)を給付	まちづくり推進課 ☎46-5578
原油高騰対策支援事業	公共交通事業者(路線バス・タクシー)の運行の継続および経営の安定化を支援し、公共交通網を維持するための支援金(上限50万円)を給付	
住民票等のコンビニ交付体制整備事業	役場窓口の混雑および遠方からの人の往来を緩和するため、全国のコンビニで住民票などの各種証明書の交付を受けられる体制を整備	
住民税非課税世帯等に対する給付金(※詳細は5ページ①)	住民税非課税世帯などに対し、1世帯あたり10万円を給付	
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(※詳細は5ページ②)	所得が少ないひとり親世帯に対し、児童扶養手当(令和4年4月分)の対象となる児童1人当たり5万円を給付 住民税非課税世帯などに対し、児童(令和4年3月31日時点で18歳未満(障がい児の場合は20歳未満))1人当たり5万円を給付	町民福祉課 ☎46-5562
いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業	原油・物価高騰に直面する子育て世帯の生活支援のため、平成16年4月2日～令和4年4月30日生まれの児童1人当たり3万円を給付	
公共的空間安全・安心確保事業	「すぎの子児童クラブ」に感染防止対策用品の保管物置を設置	
公共的空間安全・安心確保事業	保健センターにおける感染防止対策用品の購入(手指消毒薬など)	保健センター ☎46-5571
事業継続支援事業	高齢者施設や障がい者施設での感染拡大防止を図り、安全に業務を継続するための抗原検査キットの購入	
平泉町内事業者等応援商品券発行事業(※詳細は6ページ③)	町内の事業者店舗で利用できるプレミアム付き商品券の発行(13,000円分の商品券を10,000円で販売。8,000セット発行)	
団体旅行貸切バスツアー支援事業	貸切バスを利用し団体旅行を企画実施する旅行会社などに貸切バス1台につき5万円を助成	
大型集客イベント受入態勢整備事業	屋外集客イベントを安全・安心に開催するための感染防止対策(抗原検査キット、啓発看板など)	
まちはく促進キャンペーン第4弾	町内宿泊施設の利用を促進するため、1泊当たり3,000円を助成	観光商工課 ☎46-5572
中小企業等経営支援金事業(※詳細は6ページ④)	原油価格高騰対策として、新型コロナ前から売上が減少(同月比30%減少または同3カ月比20%減少)した事業者に対して、10万円を給付	
原油高騰対策運送事業者等支援金(※詳細は6ページ⑤)	原油価格高騰の影響を受けている事業者(運送事業者、クリーニング事業者、宿泊事業者)に対して、燃料の購入に要した経費の一部を助成(上限30万円)	
町内イベント等開催支援事業	平泉スマートインターチェンジの駐車場を活用したイベントなどの開催にかかる経費への助成(上限50万円)	
地元産ワイン・どぶろく等消費拡大イベント開催支援事業	町内産の原料を使用した酒類【日本酒(金色の風)、ワイン(0ra)、どぶろく(一音)]の消費を促進するため、1本当たり販売価格の20%を助成	
主食用水稲作付燃油・資材高騰支援事業	米価下落や原油・資材高騰の影響を受けている農業者に対して、10アール当たり1,500円を助成	農林振興課 ☎46-5564
飼料価格高騰支援事業	飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家に対して、乳用牛9,000円、繁殖牛10,000円、肥育牛20,000円(いずれも1頭あたり)を助成	
成人式感染症対策事業	成人式を安全・安心に開催するためのPCR検査などの実施	教育委員会事務局 ☎46-5576
公共的空間安全・安心確保事業	教職員の感染拡大防止を図り、安全に業務を継続するための抗原検査キットの購入	

①住民税非課税世帯への臨時特別給付金について

国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」で、新たに令和4年度に住民税が非課税となった世帯が対象に追加されました。

■対象世帯

以下のいずれかに当てはまり、これまでにこの給付金を受けていない世帯

①世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

②新型コロナの影響で1月以降の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯

■給付額…1世帯当たり10万円

■支給対象者…対象世帯の世帯主

■申請方法

対象世帯①には町から「給付金支給要件確認書」を7月中旬ごろに送付します。内容を確認し必要事項を記載後、同封の返信用封筒で返信してください。

対象世帯②は申請が必要で、申請書は7月中旬から町ホームページからダウンロード、または町民福祉課で取得できます。

※新型コロナウイルス感染症の影響でない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

■支給方法

支給対象世帯には、確認書や申請書が提出された次第審査し、世帯主に順次支給する予定です。

■申請に必要な書類(②の場合)

- ▷申請者(世帯主)名義の通帳の写し
- ▷世帯員全員の個人番号が分かる書類
- ▷年収見込額が市町村民税均等割非課税水準以下であることが分かる書類など

■問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

②子育て世帯生活支援特別給付金について

【「ひとり親世帯」対象】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の「ひとり親子育て世帯」に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給します。

■支給対象者と支給手続き

①4月分の児童扶養手当受給者の人

▷申請は不要です。児童扶養手当の指定口座へ6月28日(火)に支給済みです。

②公的年金を受給していることにより、4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

③4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナの影響を受け家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

▷②と③の場合、申請が必要で、申請書と、本人確認書類、振込先金融機関口座が

確認できる通帳などの写し、本人と扶養義務者の給与明細書・年金振込通知書など収入額が分かる書類(1カ月分)を添え、町民福祉課に申請してください。申請内容を確認後、指定口座に順次振り込みます。

■給付額…児童1人あたり一律5万円

～特殊詐欺に注意してください～

自宅や職場などに都道府県、官公庁などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、町民福祉課や最寄りの警察署に連絡してください。

■問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

【住民税非課税世帯(「ひとり親世帯」を除く)対象】

■支給対象者

▷3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母など

※令和5年2月末までに生まれた新生児も含む

▷令和4年度の住民税(均等割)が非課税の人、1月1日以降の収入が急変して住民税非課税相当の収入になった人

■給付額…児童1人あたり一律5万円

■支給手続き

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の人

▷申請は不要です。4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座へ、7月8日(金)に振り込みます。

②高校生のみ養育している人、収入が急変した人など、①以外の人

▷申請が必要で、7月1日(金)から申請を受け付けます。申請書に振込先口座などを記入し、必要書類とともに町民福祉課に持参するか、郵送で提出してください。申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、町民福祉課で配布します。

▷令和4年度住民税の申告が済んでいない場合、均等割非課税の確認のため、先に税務課への申告をお願いします。

▷支給要件に該当する人に対し、申請内容を確認後、指定口座に順次振り込みます。

■問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562